

第 12 号

平成27年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

平成27年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 27 年 9 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	県営かんがい排水事業	40,000,000 ^円	10,000,000 ^円	2.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内	
		湛水防除事業	90,000,000	13,500,000	1.5/10以内	
		小 計	150,000,000	25,500,000	—	
	鳴門市	基幹農道整備事業	50,000,000	4,300,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	130,000,000	29,250,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	31,000,000	2,325,000	1.5/10以内	
		小 計	221,000,000	36,475,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	185,510,000	13,913,250	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	1,000,000	60,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	15,000,000	2,250,000	1.5/10以内	

		小 計	201,510,000	16,223,250	—
	阿 南 市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,100,000	1.5/10以内
		経営体育成基盤整備事業	137,000,000	6,850,000	2.25/10以内
		老朽ため池等整備事業	13,000,000	2,340,000	2/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	35,000,000	3,500,000	1/10以内
		小 計	216,000,000	16,890,000	—
	吉 野 川 市	基幹農道整備事業	35,000,000	3,010,000	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内
		老朽ため池等整備事業	25,000,000	5,000,000	2/10以内
		小 計	90,000,000	11,010,000	—
阿 波 市	県営農道整備事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内	
	経営体育成基盤整備事業	43,000,000	6,195,000	2.25/10以内	
	老朽ため池等整備事業	10,000,000	2,000,000	2/10以内	
	小 計	83,000,000	15,695,000	—	
美 馬 市	広域営農団地農道整備事業	10,000,000	1,000,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,500,000	1.5/10以内	
	老朽ため池等整備事業	96,000,000	19,200,000	2/10以内	
	小 計	136,000,000	24,700,000	—	
三 好 市	広域営農団地農道整備事業	65,000,000	6,500,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	70,000,000	8,450,000	1.5/10以内	

		老朽ため池等整備事業	50,000,000	10,000,000	2/10以内
		小 計	185,000,000	24,950,000	—
	勝浦町	基幹農道整備事業	35,000,000	3,010,000	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内
		小 計	75,000,000	7,010,000	—
	上勝町	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内
	那賀町	広域営農団地農道整備事業	51,000,000	5,100,000	1/10以内
	牟岐町	中山間地域農村活性化総合整備事業	10,000,000	1,466,000	1.5/10以内
	松茂町	地盤沈下対策事業	25,000,000	1,500,000	0.6/10以内
	藍住町	地盤沈下対策事業	150,000,000	9,000,000	0.6/10以内
	板野町	国営付帯県営農地防災事業	9,300,000	697,500	1.5/10以内
	上板町	県営かんがい排水事業	100,000,000	25,000,000	2.5/10以内
		県営農道整備事業	30,000,000	7,500,000	2.5/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	20,700,000	1,552,500	1.5/10以内
		小 計	150,700,000	34,052,500	—
	つるぎ町	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	53,182,000	5,318,200	1/10以内
		県営農道整備事業	25,000,000	6,250,000	2.5/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	7,500,000	1.5/10以内

		小計	128,182,000	19,068,200	—	
--	--	----	-------------	------------	---	--

提案理由

平成27年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。